



『あなたの職場は有給取れていますか？』

今回は「年次有給休暇」について取り上げてみたいと思います。皆さんの職場では有給休暇は取れていますか？ いろいろな調査がありますが、日本は先進国の中では有給休暇の取得率は最下位レベルとされています。

そもそも年次有給休暇とは、労働基準法第39条で従業員に認められた権利であり、これを行使することで賃金が支払われる休暇を取得することができます。有給休暇は雇用形態にかかわらず法令上の要件を満たせば付与されます。週5日のフルタイム勤務であれば、入社6ヶ月後に10日間の有給休暇が付与されます。その後は年数が増えるにつれ、有給休暇が付与される日数も増えていき、最終的には年間で20日間付与されることとなります。有給休暇の取得日数は下記の表の通りです。

※なお、アルバイトやパートタイマーなどでも労働日数に応じて有給休暇が付与されます。

従業員の請求により事業所は有給休暇を与えなければなりません。また、有給休暇は可能な限り従業員が請求した日に与えなければならないとされています。ただし、事業所は繁忙期など労働者に休まれると困ってしまう日に関しては、有給休暇の取得をずらすよう労働者に求めることができます（時季変更権）。

有給休暇の趣旨は、給料はそのままに実際に休

暇を取得して、リフレッシュするという点にあります。有給休暇を買い上げるということは、従業員が実際に休暇を取得することができなくなるので、法令違反となります。ただし、法定日数を超過する分の有給休暇や退職などで権利行使ができなくなる有給休暇のような場合、事業所が買取りを認めれば、有給休暇を買い取ってもらうことができます。

また、来年度からは、「働き方改革」の一環で年間の有給休暇消化日数が5日未満の従業員については、事業所が有給休暇を取得すべき日を指定することが義務付けられました。事業所が従業員に最低5日は有給休暇を取得させないと、法令違反になります（6ヶ月以下の懲役または取得できていない従業員1人あたり30万円以下の罰金）。そのため「年次有給休暇の計画的付与」制度を設ける（労使協定の締結が必要）などの検討が必要です。

今後は、職場全体で「有給休暇を取得するのが当たり前」という風土作りが必要となってくると思います。事業所にとっても従業員の年次有給休暇取得の推進は、優秀な人材確保や離職率の低下、モチベーションの維持、生産性向上等につながると思います。

勤続年数	翌年以降の基準日						
	6ヶ月経過	6ヶ月経過後最初の基準日					
付与回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目以降
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

（今回の担当：医療労務管理アドバイザー 田中伸一 社会保険労務士）

《HPへの掲載を始めました》

過去に掲載した記事が支援センターのホームページでも閲覧できるようになりました！

お問い合わせ・ご相談を無料でお伺いします！お気軽にご連絡ください！！

鳥取県医療勤務環境改善支援センター

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：http://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/

鳥取 勤務環境改善 検索